平成 25 年度税制改正 (租税特別措置) 要望事項 (新設・拡充・延長)

(外務省)

制度	名	国際協力を使途とする資金を調達するための税制度の新設
税	目	国際連帯税
	(MDGs)	や感染症など地球規模課題への対処を始めとするミレニアム開発目標 の達成等,世界の開発需要に対応するためには,伝統的ODAのみでは資 十分ではないとの認識から,革新的資金調達に対する関心が高まってい
要		うした革新的な資金調達のための税制度として、既に航空券連帯税が一
望	討され	で実施されているほか、金融取引税による対応、通貨取引開発税等も検ている。また、我が国においては、8月10日に成立した「社会保障の安定確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正
D	も検討	の法律(抜本税制改革法)」の第7条第7項において国際連帯税についてを行うこととなっている。を を踏まえて、以下のとおり要望する。
内	つ, 🖪	の達成等,世界の開発需要に対応するため,納税者の理解と協力を得つ 国際連帯税についての検討を進めた上,必要な税制上の措置を講ずる。 税収の使途として,世界の開発需要への対応を明確に位置づける。
容	3課税:	方法として、我が国としてどのような方式のものを導入することが適当かいては、今後国際的な取組の進展状況を踏まえつつ検討する。
		平年度の減収見込額 百万円 (制度自体の減収額) (百万円)

(1) 政策目的 本件は、我が国において開発資金のための国際連帯税を導入し、MDGs 等、国 新 際的に合意された開発目標の達成に貢献するために、世界の開発需要に対応し 設 得る幅広い開発資金を調達するもの。これは、外務省政策評価、基本目標VI「経 済協力」、施策VI-2「地球規模の諸問題への取組」と整合するものである。 平成21年度第1回税制調査会に対する鳩山総理諮問には、調査審議を求める 拡 事項として,「(6)法人課税や国際課税等の分野において, グローバル化にとも なって生じている世界規模の課題に対応できる税制のあり方を検討する」と言及 充 されている。また、民主党政策集 2009 においても、国際連帯税の検討につき言 又 及がなされている。 は (2) 施策の必要性 延 ①MDGs が設定されてから 10 年以上が経過し、2010 年の MDGs 国連首脳会合で達 長 成に向けたコミットメントも強化されたところである。しかし、国連の MDGs レ ポート 2012 によれば、極度の貧困の削減、安全な飲料水へのアクセス、スラム を 人口の生活改善に関する目標は達成され、その他の指標にも改善が見られる一 必 方、開発から取り残された脆弱層は引き続き存在し、ジェンダー間の不平等や 各国・地域間格差や国内格差も存在する。さらに、経済危機による伝統的ドナ 要 一の資金動員力の減退も明らかであり、今後の進捗は目標8で掲げられたグロ لح ーバル・パートナーシップがどれだけ強固なものとなるかにかかっている旨指 摘されている。 す ②日本政府としても、MDGs 達成に向けた国際社会の取組を主導してきており、 る 進捗が遅れている部分に懸念を有している。また、東日本大震災に際し世界か ら差し伸べられた温かい支援に対し、国際貢献として引き続き恩返ししてい 理 **** . 由 ③MDGs 達成期限である 2015 年以降も貧困削減などの課題は引き続き重要であ り、中長期的に幅広い開発資金を追加的に確保する必要がある。 今 政策体系

回		における 政策目的の 位置付け	外務省政策評価,基本目標VI,施策VI-2に該当。
の			MDGs (2015 年までに 1990 年の水準から飢餓に苦しむ人口の割合
要	合	政 策 の 達成目標	を半減, 5 歳未満児の死亡率を3分の1に削減, 妊産婦の死亡率 を4分の1に削減等)等, 国際的に合意された開発目標の達成 への貢献。
望	理	租税特別措	
1=	性	置の適用又は延長期間	未定
関		同上の期間	
連		中の達成 目 標	MDGs 等,国際的に合意された開発目標の達成への貢献。
す		政策目標の 達 成 状 況	
る	有	要望の	適用の見込みについては,航空券連帯税は既に仏,韓,チリ
事	性 効	措 置 の 適用見込み	等で実施されており、金融取引税については、仏において平成 24年8月1日から導入された金融取引税及びEUにおいて議論が

	T	
		行われている金融取引税の使途として開発目的にも充てることが検討されている。また、通貨取引税等については、「開発のための国際金融取引に関するタスクフォース」等において検討が行われた経緯がある。
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	国際連帯税は、グローバルな課題に対する追加的資金の担い手を、経済のグローバル化により恩恵を得ている層に求める考え方である。課税額は少額であるが、一定の課税ベースがあるため、相当の税収が見込まれることから、手段として有効であると考える。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措 置	無し
相	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	無し
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	
	要望の措置 の 妥 当 性	ODA の更なる大幅な積み増しは容易ではなく、MDGs の達成等、世界の開発需要に対応するためには、中長期的に安定的かつ予見可能な開発資金の確保を目的とする国際連帯税を導入することが妥当である。
これまでの租	租税特別 措 置 の 適用実績	
項 これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
用実績と効果	前回要望時 の達成目標	
に関連する事	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の	

	理	由

平成 22 年度税制改正要望として当省より「国際開発連帯税」の新設を提出し、平成 22 年度税制改正大綱に「地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます」と記載された。

【平成 22 年度税制改正大綱】

「国際連帯税

国際金融危機, 貧困問題, 環境問題など, 地球規模の問題への対策の一つとして, 国際連帯税に注目が集まっています。金融危機対策の財源確保や投機の抑制を目的として, 国際金融取引等に課税する手法, 途上国の開発支援の財源確保などのために, 国境を越える輸送に課税する手法など, 様々な手法が議論されています。すでにフランスやチリ, 韓国などが航空券連帯税を導入するなど, 国際的な広がりを見せています。我が国でも, 地球規模の問題解決のために国際連帯税の検討を早急に進めます。」

平成22年度要望に引き続き、当省より「国際開発連帯税」の 新設を平成23年度要望として提出し、平成23年度税制改正大 綱に「今後、・・・真摯に検討を行います」と記載された。

【平成 23 年度税制改正大綱】

「国際連帯税

国際連帯税については、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国等で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。今後、上記「論点整理」も参考にしつつ、真摯に検討を行います。」

平成23年度要望に続き、当省より「国際開発連帯税」の新設を平成24年度要望として提出し、平成24年度税制改正大綱に「これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行う」と記載された。また、同様の内容が、社会保障・税一体改革大綱及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の第7条第7項に規定された。

【平成 24 年度税制改正大綱】

• 国際連帯税

「国際連帯税は、貧困問題、環境問題など地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としたものであり、代表例として航空券連帯税や通貨取引税が挙げられます。航空券連帯税については、既にフランスや韓国で導入されています。また、通貨取引税については、フランスやベルギーにおいて、他の全てのEU加盟国での実施等を前提として導入することとされています。

一方, 欧米諸国においては, リーマンショック後の経済・金融危機に伴う厳しい財政状況を背景として, 富裕層への課税強化や, 財政健全化のための財源確保やリスクの高い取引への対応策等を目的とした域内の金融取引への課税が議論されています。

上記のとおり、国際的には、使途のあり方を含め様々な議論があ

これまでの要望経緯

ります。また、過度に投機的な通貨取引が、実体経済に悪影響を 及ぼしうることが懸念されています。

国際連帯税については、国際的な取組みの進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行います。」

【社会保障・税一体改革大綱】

・第2部 税制抜本改革 第3章 各分野の基本的な方向性 「国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展 を踏まえ、今後、真摯に検討を行う。」

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うため の消費税法等の一部を改正する等の法律】

第7条

「7 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避 の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとと もに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつ つ、検討すること。」